

手続きの対象となる方	美浦村での手続き	問い合わせ先 美浦村役場 029-885-0340	転入先での手続き
印鑑登録をしている方	転出予定日になると自動廃止となります。印鑑登録証は返却いただくかご自身で廃棄処分をしてください。	住民課	必要な方は転入先市区町村で登録の手続きをしてください。
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方	必要ありません。	住民課	住所等の書き換えや継続利用の手続きが必要です。転入先市区町村にお持ちください。
公的個人認証（電子証明書）をお持ちの方	転出予定日で失効されます。	住民課	転入先市区町村で改めて発行の手続きをしてください。
国民健康保険に加入されている方	被保険者証等は、転出（予定）日以降は使わずお返しください（郵送可）。当村に引き続き住まれる方の被保険者証等は差し替えが必要な場合があります。	国保年金課（内線116）	転入先市区町村で加入手続きをしてください。
後期高齢者医療制度に加入されている方	後期高齢者医療被保険者証は、転出（予定）日以降は使わずお返しください。限度額適用・標準負担額減額認定証などをお持ちの方はお返しください（郵送可）。	国保年金課（内線116）	転入先市区町村にお問合せください。
国民年金に加入または受給されている方	必要ありません。	国保年金課（内線117）	年金を受給されている方は住所変更届が必要です。転入先市区町村でお手続きください。
医療福祉費受給者証をお持ちの方	医療福祉費受給者証は、転出（予定）日以降は使わずお返しください（郵送可）。	国保年金課（内線116）	転入先市区町村にお問合せください。
健康診査・がん検診受診券（医療機関）、人間ドック等利用券をお持ちの方	転出した場合は使用できません。	国保年金課（内線116、117）	転入先市区町村にお問合せください。
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証をお返しください（郵送可）。ただし、新住所が介護保険施設等の場合は、引き続き美浦村が保険者になることがあります。ご不明な点はお問い合わせください。	福祉介護課介護保険係（内線113、135）	要介護認定等を受けている方は、新住所で住み始めた日から14日以内に手続きを行ってください。※新住所が介護保険施設等の場合は、引き続き美浦村が保険者になることがあります。ご不明な点はお問い合わせください。
介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方	介護保険被保険者証と一緒にご返却いただくか、ご自身で破棄してください。	福祉介護課介護保険係（内線113、135）	
障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 自立支援医療（精神通院）を受けている方	必要ありません。	福祉介護課（内線111、112）	住所等の書き換えの手続きが必要です。転入先市区町村にお持ちください。
児童手当を受給している方	支給事由消滅届または別居監護にかかる届出が必要です。（受給者のみ、児童のみの転出の場合にも手続きが必要です。） 右記へお問い合わせください。	子育て支援課（内線232）	転入先市区町村にお問い合わせください。手続きが遅れると、手当がもらえない月が生じる場合があります。
児童扶養手当を受給している方	届出が必要です。（受給者のみ、児童のみ、同居家族のみの転出の場合にも手続きが必要です。） 右記へお問い合わせください。	子育て支援課（内線232）	転入先市区町村にお問い合わせください。手続きが遅れると、手当がもらえない月が生じる場合があります。
村立の小中学校に在学しているお子さんがいる方	学校で在学証明書・転学児童生徒教科用図書給与証明書をお受け取りください。	学校教育課 学務係（内線226）	転入先市区町村にお問い合わせください。
妊産婦の方	必要ありません。	健康増進課母子保健係 保健センター：029-885-1889	妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票綴りと母子健康手帳を転入先の母子保健主管課へお持ちください。転入地のものと交換します。
乳幼児のお子さんがある方	必要ありません。	健康増進課母子保健係 保健センター：029-885-1889	美浦村の乳児一般健康診査受診票、予防接種の予診票は、転入地では使用できません。母子健康手帳をお持ちいただき、転入先市区町村窓口にご相談ください。利用できる子育て支援サービスについても、転入先市区町村窓口にご相談ください。
予防接種の接種券・予診票をお持ちの方 ※新型コロナウイルスを含む	必要ありません。	健康増進課予防接種係 保健センター：029-885-1889	美浦村の予防接種予診票と母子健康手帳（お子さんの場合）、接種済証等の接種歴の分かるもの（新型コロナウイルスの場合）を転入先市区町村の予防接種主管課へお持ちいただき、ご相談ください。必要時転入地のものと交換します。
軽自動車（美浦村ナンバー）	ナンバープレート、標識交付証明書をお持ちになり、廃車手続きをしてください。	税務課諸税係（内線121）	廃車証明書をお持ちになり、転入先市区町村でナンバープレートの交付を受けてください。
軽自動車（美浦村ナンバー以外）	住所変更などのお手続きは最寄りの運輸支局等で行うことになります。	【軽二輪（250cc以下）、二輪小型（250cc超）】茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 土浦市卸町二丁目1番3号 050-5540-2018 【軽自動車（軽三輪、軽四輪）】軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 つくば市島名3-9-15番地 050-3816-3106	
上下水道をお使いの方	使用を中止する場合は、右記にご連絡ください。	上下水道課029-885-0720	転入先市区町村にお問い合わせください。
犬を飼っている方	手続きは必要ありません。ただし、飼い主が変わる場合は、ご連絡ください。	生活安全課 生活環境係（内線215）	美浦村の犬の鑑札を持って、転入地で犬の登録変更手続きをしてください。